

第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1. 指定の方針

箕輪町内の建築物・工作物等（以下「建造物」）、樹木のうち、地域の良好な景観の形成に重要な役割をもち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定は、次の項目に該当するものの中から原則として町民等から提案のあったものについて検討します（景観法第20条、29条を活用）。

指定の際には、所有者または管理者との十分な協議のうえ、保全や管理に関する事項を定めることとします。

景観重要建造物の対象

- ・ 広く町民に愛され、親しまれ、またランドマーク^{※1}やアイストップ^{※2}になっているなど、地域のシンボルとなっているもの
- ・ 優良なデザインにより、まち並みの雰囲気醸し出し、造形や良好な景観の規範となっているもの
- ・ 地域の伝統的な建築様式を継承し、地域の歴史や文化を象徴していると町民に共通認識されているもの



長岡神社



水路橋

※1 地域の景観を特徴づけている山や河川、建築物、樹木などの景観要素。

※2 通りの先の建築物やまちかどの樹木といった、人の視線を引きつける対象物。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定により、所有者や管理者には外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、次のような利点があります。

- 管理協定を結ぶことで、管理の負担が軽減されます。
- 外観の維持のために、屋根、外壁等の防火措置など建築基準法の制限の一部を緩和できる場合があります。
- 外観の変更の規制により生じた損失が補償されます。

景観重要樹木の対象

- ・ 広く町民に愛され、親しまれ、またランドマークやアイストップになっているなど、地域のシンボルとなっているもの
- ・ 古木や巨樹であることや印象深い姿をしているなど、地域における希少性や品格・風格を備えたもの
- ・ 社寺や公共空間にあって、その場のシンボルとなっているなど特定の場所や地域を代表しているもの
- ・ 段丘林や平地林など樹木群で構成され、地域を特徴づけるものとして、広く町民に親しまれているもの



木下のケヤキ



中曽根の権現桜

<適用除外について>

文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物としての指定の実益がないことから、適用除外となっています。ただし、県や市町村が県文化財保護条例や市町村条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することができます。